

対馬文化財通信

第7号



平成26年度 文化財・景観写真コンテスト
【対馬市長賞：防人が眺めし入江】

対馬市文化財保護審議会編

目

次

—巻頭言—

沙也可のこと 齋藤弘征 1

□昆虫の天然記念物の指定は難しい！

..... 境 良朗 ... 2~3

□仲間と共に

～亨保弐年丁酉御巡検使御尋并御答書を読んで～

..... 早田和文 ... 4~5

□八幡宮前の石灯籠について

..... 小島武博 ... 6~7

□歴史と文化に溢れた魅力有る対馬

..... 小島克喜 8

◆文化財短信

..... 9

〔表紙題字〕 対馬市教育委員会 教育長 梅野正博（うめのまさひろ）

〔表紙写真〕 H26 文化財・景観写真コンテスト

対馬市長賞 梅野秀樹（うめのひでき）

沙也可のいと

齋藤弘征

文禄元年（一五九一）四月十三日、対馬島主宗義智は小西行長とともに朝鮮国釜山に攻め込みました。

一時中断を挟み慶長二年（一五九七）まで続いた文禄・慶長の役（朝鮮史では壬辰倭乱）の始まりです。それは、何ら正当性も説得力もない、ただ豊臣秀吉の明國を支配下に置こうとした狂氣じみた野望によるものでした。

「征明嚮導」（明國を征服する道案内）、あるいは「仮途入明」（明國に攻め入るため道を借りる）と、言いがかりをつけて朝鮮国を荒らしまわった日本軍の残酷さはすさまじく、朝鮮の国土は無惨にも荒廃しました。

人民の殺戮・放火・掠奪…と、その惨状は僧天菊の「西征日記」等に報告されています。大分・田杵安養寺の住持慶念の「朝鮮日々記」には、地獄さながらの光景が、「同（八月）六日、野も山も、城は申一及ばず、皆々焼きたて人をうちめつべたり所の箇にて首を縛り、親ハ子をなげき、子は親をたづねあわれ成る躰、はじめて見侍る也」と、描かれています。

乱では、数万ともいわれる朝鮮人が日本に拉致されてきました。拉致されてきた朝鮮人の中には、転売されてイタリア人となつた者もいたほどです。この理不尽な出兵の中、朝鮮に寝返った日本の武将がいました。朝鮮名を沙也可といいます。

「慕夏堂記」（正確には「慕夏堂文集」）という古い朝鮮の漢文の本があり、秀吉朝鮮の陣の折、兵三千を率いて朝鮮側に降伏したことが記されています。彼は後に武功を重ねて王の寵愛を蒙り、金忠善と云う帰化名を名乗りました。

武官ながら、一品という大臣の官位までのぼり、土地を賜わってその族党や家臣が大邱の南の友鹿洞（現慶尚北道達城郡嘉興面友鹿洞）に一村を成し、その子孫が今も平和に暮らししております、そのたゞまいはどこにか日本の農村風景を思わせるものがあるといふのです。「慕夏堂記」の冒頭は「余ハ則チ島夷（日本）ノ人ナリ」と、始まり「われ中夏（華）の文明を慕うこと久し」、との記述もあります。「慕夏堂記」は偽作の疑いもあるとされていますが、沙也可の実在はまちがいなく、諸条件から考察すると彼は対馬島の人だったのではないかと、司馬遠太郎は述べています（「街道をゆべ」一・金忠善 朝日新聞社）。四年ほど前、大邱近郊の倭館を訪ねたとき、日没のため友鹿洞まで辿り着くことができず、暮れゆく大河洛東江の畔で残念な思いをしたことがあります。いつの日か、対馬の民家から「沙也可」の古文書がひょっこり発見されないものかと、今から夢想しているのです。

昆虫の天然記念物の指定は難しいー

境 良朗

ますが、その反面、その昆虫が食べる植物や小動物を採つたり、農薬を使つたり、生息地の環境を著しく改変することには禁止されてしません。生息地指定は逆に、採集そのものを禁止してしまわなければならぬわけです。このあたりで昆虫(生き物)の天然記念物指定の難しさがあります。

現在、対馬の昆虫で天然記念物指定されたているのは次の三件です。

(1) 阿須川のアキマドボタル生息地

県指定(S.41.5.26)

(2) ツシマウラボシシジ//繁殖地

市指定(S.17.5.1)

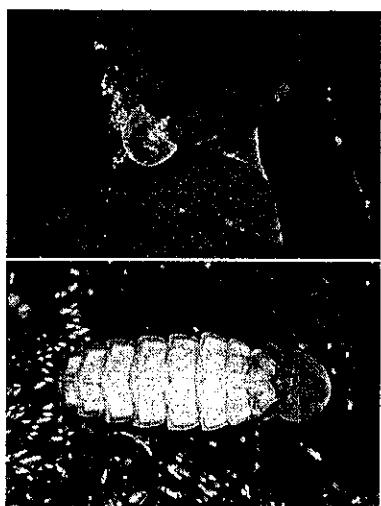
(3) アキマドボタル

市指定(S.20.3.31)

まず押さえておきたいのは、昆虫の天然記念物指定においては、「種指定」と「生息地指定」の二種類に指定されます。対馬の場合は(3)が種指定で、(1)(2)が生息地指定ということになります。

種指定は、特別の許可がなくては採集することができません。つまり、種指定=採集禁止と捉えることがであります。一方、生息地指定はその昆虫が生きていくために必要となる環境が保護されるということになります。

突き詰めて言えば、種指定では採集は禁止されてい



上: オス 下: メス

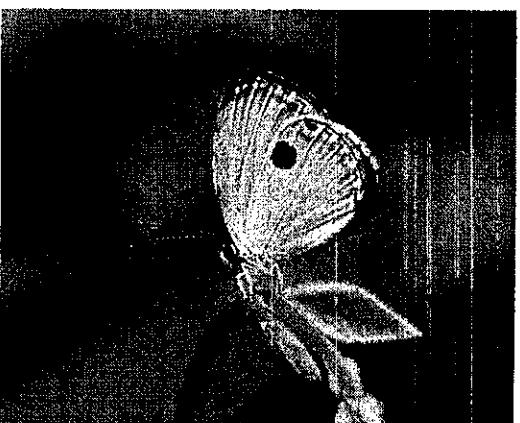
て育つことは広く知られています。このことで一般の人にとって、ホタル川というイメージができあがつてしまつてしまはずして見ると水生のボタルは珍しく、わずかに過度なせ

県指定された当時、アキマドボタルは旧厳原市街地

のユイードモアリ普通に見ゆる事ができました。あえて阿須川を指定する特別な理由はなかつたと思われます。まして、陸生のホタルなのですから阿須川は生息地ではありません。指定のいきわつは不明ですが、そろそろ見直しの時期にきたらのかもしません。

アキマダボタルは陸上のウスカワマイマイなどのカタツムリを食べます。畑や水田の周辺でクズなどの植物が繁茂した湿度の高いオープンランド的な環境を好みます。昔ほりではありませんが、今でもアキマダボタルの生息域は全島に広がっています。個体数も決して少なくありません。(3)の種指定によつて、採集禁止となりました。が昆虫関係者の間には認める声があることを正直に述べておきます。

次にシシマラボシシジミです。熱帯性の依存種で対馬特産亞種の貴重な蝶ですが、今や野生絶滅の危機に瀕しています。多くの要因が絡み合つていると思いますが、原因の大きなものとして、シカによる食害と生息地の林床の乾燥化が挙げられます。昆虫は採集によつて絶滅する事はまず考へられませんが、環境が変わるとひとたまりもありません。そういう意味では市の生息地(繁殖地)指定は先見の明があつたと言えます。



シシマラボシシジミ

杉林で小さな河川に平行して林道が伸びているような場所です。そのような環境にはヌスビトハギやフジカソゾウなどの食草がたくさん生えていましたが、今は見る影もありません。いろいろと対策がとられるとい聞いていますが、植物と違つて移動する昆虫の保護の難しさを感じます。

「」のようなことから昆虫を含めた生き物の天然記念物指定にあたつては、その必要性や緊急性の有無など指定の妥当性をしつかり検討するだけではなく、指定後の具体的な保護対策をどうするかの見通しが重要となつてゐるのであります。

やいぱり、昆虫の天然記念物の指定は難しく――

(さかじよしあき 対馬市文化財保護審議会委員)

仲間と共に、事保式年丁酉御巡檢使御

尋并ニ御答書を読んで、

早田和文

あり、何とかまとめることができました。

私達の研究グループは現在男性五名、女性四名で、元公務員、元会社員、主婦等々で和氣藹々と樂しくいます。毎回の集まりで、一回は対馬歴史民俗資料館の学芸員も一緒に史料を読んでいます。もう一回は自分達だけの自己講座で、表書き方の毎日記を読んでいます。

この会は平成十六年頃、対馬歴史民俗資料館が開催した古文書研修講座を受講した方達数名が講座終了後も引き続いて学習会をむすびつけてはじめて始めました。

以来、講師もメンバーも変わしながらも細々と続いてきました。

一方受け入れ側の諸藩等については、都合の悪いことをつかまれ、不利益をいつぶねことがないようになると大変な気の使いようでした。

本史料は享保二年五月、ハ代将軍吉宗治下、対馬に派遣された時のもので、毎節一行は伊良郷鶴知村から対馬東沿岸を陸路豊崎郷鶴浦村まで北上し、それから西沿岸を南へ、仁位郷仁位村から渡船を渡つて樽之浜に出でた。

そんな中で、自分達の調べたものを本にまとめようといふことになり、素人集団の自分達には大変難しことだ苦労もありましたが、学芸員の山口華代さんの力強い支援も

佐須郷の鶴野（現厳原町床谷）に向かってござる。

その折、使節からどんなことが尋ねられ、それに対して
ざい答えたかが記録として残されたわけですが、当時の統
治機構、産業、物産、醫浴等々が伺われ、興味ひかれるも
のです。

なお冊子の発行を機会に会の名称や規約も決めようと
こりじになり、対馬古文書研究会として再スタートした
のは平成二十四年十一月九日からです。

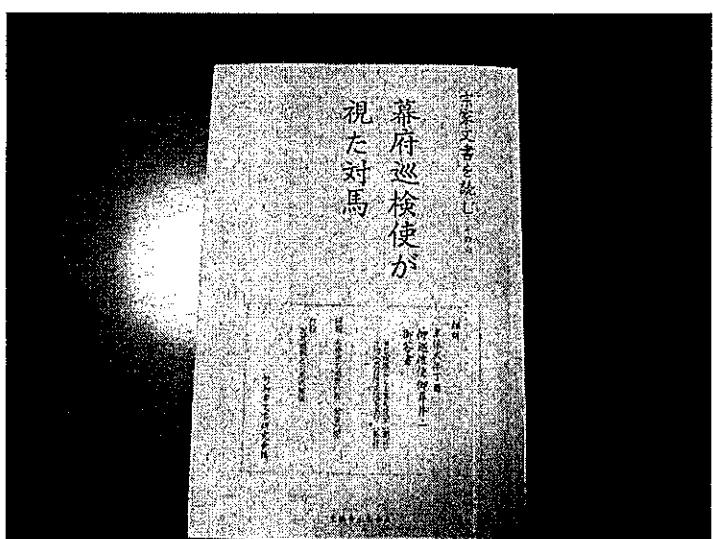
本の発行からしばらくして、仲間も広げたいし、冊子を
活用して古文書講座を歴史民俗資料館との共催として形
で八月から九月にかけて五回開催しました。

思っていた以上に多くの参加者があり、希望により現在
も毎一回第三水曜日に継続実施しています。それが契機と
なって、新しい会員も増え嬉しこじでました。

その後、続編に取りかかり、近々に「巡検使に提出した
対馬事情」というタイトルで発行予定ですので御覧頂いた

「あらがたく思つてゐます。その書が現地で使節からの質問に
在郷の給人、百姓が回答したものであるのに對して、その
式は使節が府中で総括的に尋ね、あたる郷を回るうちに尋
ねたことと藩当局が回答したもので、合わせてお読みいただ
きまあと当時の様子が一層興味惹かれるかと思つてます。

（そうちかずふみ 対馬市文化財保護審議会委員）



古文書研究会で発行した冊子「幕府巡檢使
が視た対馬」

八幡宮前の石灯籠について

小島武博

巣原町の八幡宮神社前に、石欄に囲まれた灯籠がある。

町の中心地で人通りが非常に多い場所にありながらほとどきの人気が付かず、すぐ側を通り過ぎていくようであるが、よく見るとこの石灯籠には時代を示す刻字をはつさつと確認することができる。

八幡宮に向かって正面に「奉獻」、右側面の右列に「大東喜左衛門」、左列に、「同茂吉」と寄進者名が左列に「天保十五年卯辰九月吉日」と建立年が刻まれている。天保年間の対馬藩といえど、この十五年前後の短期間に藩主は次々と交替し、財政破綻など衰退の兆候著しくまさに騒然とした時代であった。

そういう時代の反映なのだろうか、このような大きい、高さ一メートル近い石灯籠が、なぜ八幡宮の鳥居の外に、建っているのであろうか。

神社に残されていた説明資料によると、「この現代には忘れ去られたような灯籠であるが、かつては深い悲しい庶民信仰の歴史が秘められている。」とある。

奈良時代、仏教伝来と相前後して中国から入ってきた疫病のひとつに「疱瘡」があり、多くの日本人が長い間その対策に苦しんできた歴史がある。当時大陸文化の通路であった対馬も例外ではなく、「この「疱瘡」の浸入と快癒への信仰は非常に根強く、府中にもかつては砥石渕、阿須、久田道など町境の三カ所に、疫病・悪霊などが浸入しないよう、「靈神（さえのかみ）」が祀られていたのである。この靈神信仰とともに府中では安産に対する信仰もまた根強いものがあったと云わっている。

御谷にあった成相寺の「お近さま」の護産信仰とともに、この八幡宮の石灯籠の正体は、安産祈願のためのもので、嘗て信仰に途絶えたもののなかだったといわれた燈籠のものであった。

かどりと祈願の対象となる神社、その町、神功皇后が新羅に向かう途中対馬に泊られた時に、ここで腹を冷やしてお産を延ばしたといわれる「白石神社」への祈願のための灯籠であった。

だが、この白石神社（現存しない）は、当時宗家の御三家であった御家老平田屋敷の中にあり、いかに信仰とは云え、直接神前にぬかづきお参りするとは、一般庶民には許されない時代であった。それでもまなりの信仰心を、この八幡宮前に灯籠を建てることになり、せめてこの場所に神にお聞き願うことの切ない祈りをこね、灯明の炎を燃えし続けたのである。



八幡宮前の石灯籠

激動する時代と新しい生命の安全を願つ不安が交錯する、やつされない庶民の心の拠り所として、この場所が一時の安らぎの場所になつたであつたことは想像に難くない。今も八幡宮前の木立の中にひっそりと建つてゐるこの灯籠は、日本の封建社会が生んだ、信仰もあはない時代の、悲しい庶民信仰の歴史を秘めた、誠に由緒ある灯籠であった。

（（じまつたけひめ　対馬市文化財保護審議会資料）

歴史と文化に溢れた魅力有る対馬

小島克喜

対馬市観光交流商工課が主催する「対馬の歴史講座」を今年も受講させていただきました。

諸事情で毎回出席することができませんでしたが、改講や新たに新たな知識・情報を得ることになりました。

また、題材の選択や資料作成、講義時の話題づくり等、講師の先生方の「苦労を思い、感謝する」ということです。

昨年十月三十日に、本課の職員が「比べてみよう対馬の歴史あれこれ」と題してこの講座の講師を務めましたが、その内容を受講した方々だけではなく、もつと多くの方に知りたいとの思いから、今回その一部を紹介してみたいと思います。

対馬市には多くの歴史的文化財が残っていることは良く知られていますが、中でも全国に六十箇所しかない「特別史跡」として国から指定を受けている史跡のひとつが、美津島町黒瀬の金田城跡です。

全國に千七百四十一市町村（平成一十六年四月五日現在）があることを考えれば、自分が住む市町村に「特別史跡」が存在する確率はおよそ三・五%です、いかに貴重であるかが理解していただけるのではないでしょうか。

金田城は天智天皇の時代に築かれた朝鮮式山城であることは承知のとおりです。他に特別史跡として指定されているものを挙げれば、北海道の五稜郭、東京都の江戸城跡、佐賀県の吉野ヶ里遺跡など、誰もが知っている有名な史跡です。金田城跡はそれほど肩を並べる史跡であると言えるでしょ。

他にも「特別」ではありませんが、対馬藩主宗家墓所（万松院）や上対馬町の塔の首遺跡等、国指定史跡が六箇所あります。一つの市に六箇所も国指定史跡が存在することは、京都や奈良を除けば非常に珍しいことぢゃ。

また、対馬宗家関係資料、朝鮮国王貢、峰町佐賀貝塚出土品等、重要文化財（国指定）が十一件あります。しかもまた他に譲れる」とおっしゃると思います。

かに文化財にあふれた、魅力的な島であるかを再認識していただけるのではないかでしょうか。

対馬を訪れた方に島の人は「何も無いところですよ」と謙遜して言つたのもあります。が、こと文化財に関しては、「貴重な文化財がたくさんありますよ」と自信を持って紹介していただいているのだと思いまます。

たとえば、

「万松院は日本三大墓地のひとつと言われています」

「金田城跡は五稜郭や江戸城跡と同じ特別史跡のひとつです」等々

◎参考　市内の指定文化財の数

平成二十七年（発行日）現在

国指定	県指定	市指定
一二十五	四十一	四一
		一十三
合計	百九十	

※他に国選択無形民俗文化財 六

（いじまかつあ 対馬市教育委員会
文化財課長）

文化財短信

■仏像等盗難

平成24年に続いて、昨年も文化財の盗難事件が発生しました。またしても犯人は韓国人で、転売目的の犯行であったようです。今回は、美津島町小船越にある梅林寺の誕生仏と経典の一部が被害に遭いました。（どちらも市指定文化財）前回同様、メディアにも多く取り上げられた他、長崎県知事が定例記者会見において文化財の保管方法に言及するなど、大きな話題となりました。幸いにして、水際で犯人が逮捕され、資料の島外流失も免れました。しかしながら、また同じような事件が起こらないとも限りません。今後も更なる防犯対策の実施は勿論、地域住民が自分の地域に伝わる文化財に关心を持ち、一体となって地域の宝である文化財を守っていくという意識が重要ではないかと思います。

■新たな文化財指定

昨年新たに指定を受けた文化財をご紹介します。一つ目は、峰町佐賀貝塚出土品（骨格牙貝製品、石器等）873点です、縄文時代の対馬における貝塚出土資料及び石斧の集中的な製作遺跡として極めて充実した内容であることや、朝鮮半島南部との漁労、狩猟技法の技術的交流また製品交易の実態を示す貴重な出土品として極めて学術的価値が高いことから、重要文化財（国指定）として8月21日に官報告示されました。二つ目は、厳原町太平寺の木造地蔵菩薩坐像です。南北朝時代の仏像の一典型として、西国湛派の仏師たちの地方における造像活動及び対馬や九州北部の歴史を考察するうえで極めて貴重であることから、10月3日県有形文化財として指定を受けました。これにより、市内の重要文化財（国指定）は25、県指定は42となりました。
(対馬市教育委員会 文化財課)

対馬文化財通信第7号

発行日 平成27年(2015)2月27日
編 集 対馬市文化財保護審議会
発行者 対馬市教育委員会文化財課
長崎県対馬市美津島町雞知甲1287番地1
TEL0920-54-2341
FAX0920-54-4046

